

江戸川区公式 Instagram 運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江戸川区（以下「区」という。）が Instagram を区民等へ情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram Meta Platforms, Inc. が提供するインターネット上で利用者が交流を図るサービスをいう。
- (2) 公式 Instagram 区が設置及び運用する Instagram をいう。
- (3) アカウント Instagram を運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ハッシュタグ 投稿記事を検索するためのラベルや目印をいう。

(運営主体)

第3条 公式 Instagram の運営主体は区とする。

- 2 広報課長を情報セキュリティ管理者とし、公式 Instagram のアカウント管理を行う。
- 3 広報課区政案内係長を情報システム運用管理者とし、公式 Instagram の運用を行う。
- 4 広報課区政案内係及び同報道係、同シティプロモーション係に所属する職員のうちから情報セキュリティ運用管理者または情報システム運用管理者が指名した者を投稿者とし、公式 Instagram に掲載する内容を作成する。

(利用端末)

第4条 端末は、広報課区政案内係の全庁LAN端末及びに広報課が管理する端末とする。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、区のアカウントを、区公式ホームページ上に明示するとともに、公式 Instagram においても区公式ホームページへのリンクを掲載する。

(掲載内容)

第6条 公式 Instagram では、次に掲げる素材（画像、映像等）を掲載する。

- (1) 区の魅力を収めた画像（イベント・風景など）
- (2) 区内の出来事及び様子を収めた画像

- (3) 区及び区関連団体の取組又は催しを収めた画像
 - (4) 区が撮影する動画及び映像
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティ管理者が適当と認めるもの
- 2 画像等の掲載とともに簡単なコメント及びハッシュタグを掲載する。
- 3 フォローする対象は次に掲げるものとする。
- (1) 都道府県及び自治体
 - (2) 公的機関及びそれに準じる機関
 - (3) インフルエンサーとして情報セキュリティ管理者が適当と認めるもの

(投稿に対する回答)

第7条 公式 Instagram に対する投稿等に区から個別の回答は行わないものとし、区への意見又は質問は、区公式ホームページ「区へのご意見・お問い合わせ」ページへ誘導するものとする。

(利用上の禁止事項)

第8条 公式 Instagram に対する投稿ができるのは区の投稿者に制限をする。

- 2 次に掲げる投稿がされた場合、情報システム運用管理者は予告なく適切に処置を行う。
- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
 - (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
 - (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
 - (4) 著作権、商標権、肖像権等区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
 - (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
 - (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
 - (8) 虚偽又は事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの
 - (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを害するもの
 - (10) 有害なプログラム等
 - (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むもの

(知的財産権)

第9条 公式 Instagram に掲載する個々の情報（文章、写真、映像、イラスト等）に関する知的財産権は、区又は原作者に帰属する。

(個人情報の取扱い)

第 10 条 区が公式 Instagram で取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び区公式ホームページの「プライバシー・ポリシー」に則り、適切に取り扱うものとする。

2 公式 Instagram に対する投稿等により公開される情報については、投稿者が Instagram の「利用規約」に同意したものとみなす。

(障害発生時の対応)

第 11 条 Instagram にシステム障害等が発生し公式 Instagram に影響がある場合には、区公式ホームページにその旨掲載する等の対応を行う。

(免責事項)

第 12 条 区は、利用者が公式 Instagram を利用したことで利用者又は第三者に生じた直接又は間接的な損失について、一切責任を負わないものとする。

2 区は、予告なく公式 Instagram の運用方針の変更、運用方法の見直し又は運用の停止をすることができる。

(遵守事項)

第 13 条 情報セキュリティ管理者、情報システム運用管理者及び投稿者は、江戸川区情報管理安全対策要綱及び江戸川区情報管理安全対策基準を遵守する。

(委任)

第 14 条 その他、この要領の実施について必要な事項は、情報セキュリティ管理者が別に定める。

付則

この要領は、平成 31 年 1 月 31 日から施行する。

付則

この要領は、平成 31 年 5 月 17 日から施行する。

付則

この要領は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。

付則

この要領は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。